

「二宮町営駐車場条例の一部を改正する条例」に係る補足資料

◆条例改正の趣旨・目的

道路交通法の一部改正により自動車の種類として新たに準中型自動車が設けられたことに伴い、利用車両の種別及び駐車料金を定めるため、条例を改正しようとするもの。

◆条例改正の概要

駐車場を使用できる自動車として、「準中型自動車」を加える。

◆施行日

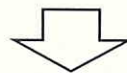
公布の日から施行する。

◆経過

平成 29 年 3 月 12 日改正道路交通法が施行。

《参考》

道路交通法改正前				
最大積載量	車両総重量	乗車定員 10 人以下	乗車定員 29 人以下	乗車定員 30 人以上
6.5t以上	11.0t以上	大型自動車		
6.5t未満	11.0t未満	中型自動車		
3.0t未満	5.0t未満	普通自動車		



道路交通法改正後				
最大積載量	車両総重量	乗車定員 10 人以下	乗車定員 29 人以下	乗車定員 30 人以上
6.5t以上	11.0t以上	大型自動車		
6.5t未満	11.0t未満	中型自動車		
4.5t未満	7.5t未満	準中型自動車		
2.0t未満	3.5t未満	普通自動車		



準中型車



普通車